

れんけい高知市版

れんけいこうち広域都市圏 日曜市出店事業

出店の手引き



Ver. 3.5 [2026. 2. 20]

高知市商業振興課 街路市担当

この事業は、高知県内 34 市町村で形成する「れんけいこうち広域都市圏」での取り組みです。

この手引きは、日曜市出店にあたって、知っておいて
いただきたいことをまとめた冊子です。

[日曜市出店事業キャッチフレーズ]

- れんけい事業全体をリードする花形事業をめざします！
- 県内に“ハッピーニュース”の花を咲かせる充実の内容をめざします！

[目次]

1	出発準備	—————	P 1
2	設営・搬入	—————	P 2
3	販売等	—————	P 3
4	撤収	—————	P 4
5	出店報告書提出	—————	P 5
6	地図・テント	—————	P 6

1 出発準備

【ご準備いただくもの】

- 販売、接客に必要なもの
商品、値札、POP、釣銭、レジ袋、カゴ・ザル、マジック、はさみなど

【高知市が当日現場にて提供するもの】

- テント 1張
- 陳列用テーブル 2台
- 折りたたみイス 4脚
- 来客者数計数用カウンター 1個
- 日よけ 1幕（白色）
- 雨よけ 1幕（黒色）
- 各種パンフレット

【高知市が貸出可能なもの】

- ポータブル電源
・EcoFlow DELTAMax1600（容量 1612Wh、出力 2000W）

※予約期限 3日前（祝日の場合は前開庁日）の正午まで

※予約方法 電話による受付、先着順

※現場での加熱調理用途には使用不可。

加熱調理で使用が確認された場合、以後の貸出をお断りすることがあります。

道中、お気をつけてお越しください！

2 設営・搬入

●当日について

出店場所へ直接お越しいただき、出店作業を行ってください。市職員への連絡は不要です。

●出店場所について

出店場所（テントの場所）は、P6 をご参照ください。

※高知市ブースは、鯉や高知市の風景をあしらったタペストリーを目印としています。

●商品等の搬入について

・高知市の委託事業者が7時30分までにテントを設営します。販売品等の搬入は8時頃までに終わるようにお願いします。

・搬入時の荷下ろし時間は、できるだけ短くなるようにご協力をお願いします。

●設備・備品について

・テントのサイズ 2.5m×1.5m（高さ1.9m）

・テーブル2台、イス4脚を用意しています。

・テーブル寸法 縦60cm×横120cm×高さ60cm（必要に応じて高さ37cmに変更可）

●混雑時の対応について

小間前が混雑する場合があります。臨機応変な対応をお願いします。

●車両の取り扱いについて

・搬入完了後は、車両を日曜市エリアの外へ速やかに移動してください。駐車は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

・日曜市、祝日のみ駐車可能な路上スペースは、お客様用の駐車スペースとなります。出店者の駐車はご遠慮ください。

●安全、留意点について

お客様の往来や他の出店者の搬入作業で混雑することがあります。事故には十分ご注意ください。なお、事故が発生してしまった際は、高知市の保険対象外となります。



共通ののれんとミニのぼりを準備しています。



3 販売等

- 販売等は、8時を目処に開始し、14時を目処に終了してください。
- 早めの帰路が必要な場合は早めの閉店も可能ですが、できる限り13時まで
は撤収しないでください。
- 搬入車両等の駐車場は、出店者各自で確保・ご負担ください。
- 販売物について
 - ・地域で生産または加工されたものを販売してください。
 - ・精肉や鮮魚など生ものは販売不可。
 - ・食品販売を行う場合は、事前に高知市保健所生活食品課
(088-822-0588)へ必要な許可や届出を問い合わせ、すべての許可取
得と届出を完了してからご出店ください。
 - ・試食の提供は可能ですが、包丁等でカットしたものを提供する場合は現場で
カットせず、あらかじめカットしたものを持参してください。
 - ・現場での調理は原則不可。冬季(11月~3月)は、ストーブ等を使つての
温めなおしや保温は認めます。
 - ・燃料式発電機は使用不可。バッテリー電源による保温・保冷は可。
 - ・高知市で貸出し用のバッテリーがあります。必要な場合は、先着順で、3日
前の正午までに要予約。
 - ・酒類販売は、製造者若しくは製造者が加盟する団体等(ただし、規約及び会
員名簿を備える団体)が未開封品を販売する場合に限り可。ただし、その場
で飲用可能な状態での販売は禁止。試飲は除く。日曜市で酒類を販売する場
合は、販売者が高知税務署へ期限付酒類小売業免許の申請又は届出を行う必
要があります。詳しくは国税庁のホームページでご確認いただくか、高知税
務署(088-822-1123)へお問合せください。
※販売に必要な許可証等の写しを事前に高知市へ提出してください。
 - ・近隣の出店者と商品のバッティングが予想される場合は、販売個数の調整等
に配慮をいただくことがあります。
 - ・販売したい商品や販売方法について、疑問がある場合は、高知市商業振興課
街路市担当(電話：088-823-9375)にご相談ください。
- 服装は自由ですが、法被があればにぎわいができます。
- 出店場所は屋外・路上です。夏の暑さ、冬の寒さ対策を、必要に応じて実施
してください。
- 近隣出店者と良好なコミュニケーションを保持してください。
- 近隣の出店者と商品のバッティングが予想される商品については、販売個数

の調整いただくことがあります。

- 大声や派手な呼び込みは禁止する慣例になっていますので、**ご注意ください**。
- 小間の外での呼び込み・販売は行わないでください。
- 設営・撤収時の車両進入は、必ず安全第一でお願いします。
- ※ 緊急時は、高知市商業振興課街路市担当（電話：088-823-9375）へご連絡ください。
- ※ 担当が不在の場合は、高知市コールセンターへつながります。コールセンター担当者へ、「商業振興課の街路市担当者から折り返し連絡を希望。」とお伝えください。折り返しお電話します。

4 撤収

- 15 時までに荷物等の撤収を完了してください。
- 車への積込み時間を短縮するため、荷造りを済ませてから車を取り入れてください。
- 場所によっては、店舗の前まで車を取り付けて積み込みが可能です。
- 小間前が混雑している場合は、臨機応変に対応してください。
- 出店場所周辺の清掃を行ってください。
- 積込みが終わったら、速やかに日曜市のエリア外に車を出してください。
- お客さんの往来や他の出店者の撤収作業で混雑することがあります。事故にはくれぐれも注意してください。（高知市の保険対象外となります）
- お帰りになる前に、近隣の皆さんへご挨拶をお願いします。

5 出店報告書提出

- 出店後、高知市に出店報告書を提出していただきます。出店報告書は、出店後 1 週間以内に、左記の Google フォームの QR コードを読み取ってご回答いただくか、街路市担当までメールまたは FAX でご提出ください。
- KPI（購入者数、来客者数、売上）は、できるだけ正確に記入願います。



【Google フォーム】

※外部ページに移動します。

6 出店場所

○出店場所（地図）

日曜市3丁目東の北列（店番号：186・187）



○出店場所（写真）





【発行・連絡先】

高知市商業振興課 街路市担当

TEL 088-823-9375

FAX 088-823-4024

E-mail kc-151703@city.kochi.lg.jp

(水曜日・土曜日・祝日は公休日です)